

日 時：令和7年2月18日（火）19：30～21：00

場 所：ひだまりの家会議室及び研修室

出席者：委 員：田代一也会長、井之口敏則副会長、鎌田容子委員、杉田信一委員、
古川明美委員、梅景敬子委員、中村昌司委員、井之口めぐみ委員、
富永健二郎委員

事務局：西村市民部長、永福所長、勝山係長、谷係長、藤原係長、小槻、市川、天満

栗東市附属機関等の会議の公開に関する規則第3条に基づき、本会議を公開とした。傍聴者数は0名であることを報告。

1. 開会・進行（永福所長）

2. あいさつ（西村市民部長）

議事に入る前に、資料P43の栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則第5条第2項に基づき、9名の委員が出席しており会議が成立したことを確認する。

栗東市立ひだまりの家運営審議会の組織及び運営に関する規則第5条の規定に基づき、議長を会長が務める。

4. 案件について

議事進行（田代会長）

田代会長からあいさつ後、案件（1）について議事。

（1）2024（令和6）年度ひだまりの家事業報告について

事務局：資料に基づき説明。

質疑応答は、下記のとおり。

中村委員：P6の生活相談で、地域の高齢者や中高年層の生活状況で課題が残っている件について教えていただきたい。

事務局：詳細は、個人情報となるので、お答えしかねますが、手続き面や他者との関わりが苦手な方が見受けられ、その方たちへの支援が課題となっております。

中村委員：P10の「広報活動や各学区民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターとの連携により徐々に利用者増が図れている反面、長年利用されている利用者が徐々に介護サービスに移行され、年度後半は利用者減が見込まれる」とありますが、そのあたりを詳しくお聞かせください。

事務局：ひだまりの家開館から20年が経過し、当初の利用者はおりませんが、5・10年と利用されており、90歳代、最高齢で100歳の方がおられます。その方たちが、足腰が弱り、認知機能が低下することで、介護サービスが必要になる時期が来ており、介護サービスの相談を受けるようになっていきます。本年度はデイサービスへの新規利用は増えましたが、デイサービスを10年程度利用されていた方々が介護サービスに移行されることで利用者減となっています。

中村委員：ひだまりの家に不満があって、それが原因でデイサービスの利用をやめたということではないのですか。

事務局：加齢に伴って介護サービスに移行されたと理解してください。

中村委員：わかりました。

富永委員：大宝・大宝西学区も高齢者がかなり増えている中で、ちょっとした相談であれば地域包括支援センターに行かなくても、ひだまりの家には専門の相談員も在籍しているので相談できることを啓発していただきたいと思います。

事務局：ひだまりの家は隣保館であり、美里を中心に相談業務を行っており、包括支援センターとの役割分担を踏まえた上で、今後はより開かれた隣保館として、周辺地域も対象として相談内容によっては、関係機関と連携していきたいと考えています。

鎌田委員：人権週間に関わる相談が天津法務局で増えておりますが、隣保館として、あらゆる人権と福祉のまちづくりに取り組んでいる中で、人権特に差別事案に関わる問題はありましたか。

事務局：差別事案については、人権擁護課で取り扱っており、ひだまりの家は、人権啓発に取り組むとともに関係各課と連携をとりながら、対応を行っていきます。

鎌田委員：差別事象が起こったときには、人権擁護課が対応するのであって、ひだまりの家は、対応しないのですか。

事務局：ひだまりの家は、差別事案に関する窓口となっているため、相談を取次いで、見聞きした内容を人権擁護課に伝えております。

鎌田委員：高齢者の利用が増えつつあるが、コロナ禍前には戻っていない。利用者のニーズの聞き取りを引き続き行っていくとありますが、利用者からどのようなニーズがあるかを教えてください。

さい。P10、14に記載されているそれぞれの利用者のニーズです。

事務局：P10のひだまりひろばから説明をいたします。利用者が介護予防や利用者間の交流を主な目的としており、日々の活動の中で、利用者同士で、手芸や裁縫を通じた交流を通じて、どのような交流や外出活動を希望されているかを本年度のアンケートで把握し言語化していきたいと考えております。

P14の利用者からのニーズですが、例えば、入浴の利用時間の確認、施設に関する工夫、例えばブランケットの貸出などの聞き取りを始めていきたいと考えております。

鎌田委員：これらのニーズを聞き取って、今後の利用増につなげていくということですね。

事務局：その通りです。

井之口（敏）委員：利用者集計表の教養娯楽室7月の人数が極端に少ないのはなぜですか。

事務局：数字の誤りの可能性があります、不確定なことは言えませんので、確認して報告します。

井之口（敏）委員：P3のゆめの国の統計で、前年度より貸出冊数が減少していますが何か理由がありますか。

事務局：ひだまりの家としては、たくさん本を借りていただきたいですが、特定の本が多く読まれたり、ゆめのくにの中でゆっくり本を読んで借りずにそのまま返却して家に帰る傾向があります。

富永委員：登録者数が前年度より33人減少しておりますが、来館者の割には、登録者が減少していることについてどのように考えておりますか。

事務局：記載の登録者数とは、図書を借りられた方の数であって、全体の登録者数は、約3,400人で、減少しておりません。

梅景委員：P25のさわやか学級の成果で、「中学生自主活の文化祭の発表やクリスマス会でのサブライズ企画などにあこがれの気持ちを持ったりするなど…」とありますが、あこがれを持ったり、「あんなふうになりたい」と思う気持ちはとても大切なことなので、今後の活動においても成果がでるように期待しています。

事務局：ありがとうございます。

(2) 2025（令和7）年度 運営方針（案）・事業計画（案）について

鎌田委員：(3) 教育事業の冒頭の中で、「子どもがあらゆる人権課題に対応できる力を身に付ける

…」と(4)の2行目にも「あらゆる人権課題に対する認識が低下している中で…」、6行目「あらゆる人権課題をなくす…」とあるが、この「あらゆる…」が何を表しているのかぼやけて見えるので、もう少し具体的に記載された方がよいのではと思います。

事務局：このあらゆる人権ですが、今まで、市の人権施策の方向性として2つの柱(部落差別、その他の人権問題)がありました。R6年度に、ひとつにまとめることになり、部落差別だけではなくその他16の人権問題と総括してあらゆる人権問題となります。「あらゆる」という言葉がたくさんあるのは、気になることはありませんが、隣保館であるひだまりの家は、部落差別をはじめとしたあらゆる人権問題に取り組んでいく施設という理解をお願いします。

鎌田委員：R6年度には、同和問題をはじめとした人権課題に対応できるという言葉が並んでおり、R7年度は、「あらゆる人権課題」と変わったのはなぜですか。

事務局：市の方針が変わったとの理解をお願いします。

鎌田委員：わかりました。

古川委員：ひだまりの家が来館者増をめざしているとのことで2つお聞きします。1つめは「にこにこくらぶ」です。私は、治田西学区の民生委員をしており、治田西小学校の「のびのび広場」とコロナ禍前までは、ひだまりの家と交流があったと聞いています。

事務局：「大宝西ふれあい解放文化祭」でひだまりの家の「さわやか学級」と交流をしていました。

古川委員：今後は、「のびのび広場」と「さわやか学級」は交流をされないのですか。

事務局：「のびのび広場」の方が、ひだまりの家に来ていただく形になるので、治田西小学校と相談をする必要があると思います。

杉田委員：「のびのび広場」は、毎週水曜日に開催しており、解放文化祭に参加することも学校の年間計画に入っております。強制ではないので、内部で相談しながら検討していきたいと考えております。

古川委員：できれば地域の子だけではなく、いろんな年齢の子と対話できるような人間関係を作っていきたいと思いました。

ひだまりの家の自主活動サークルについてですが、1つしかないのですか。

事務局：自主活動サークルとして1つアートボトル教室があります。

古川委員：地域の方同士が交流をされ、同じ趣味をもつ人が仲良くなって、大人でリーダーとなる方がおられれば、サークル活動ができて来館者が増えると感じますがどうですか。

事務局：各種講座事業は、地域間との交流、生涯学習意欲の向上が目的ですが、リーダー的な役割を持った方が、将来地域の自主活動サークルで活躍していただけるよう、各種講座事業に取り組んでいます。

古川委員：ありがとうございました。

中村委員：3番目の教育事業ですが、市で12カ条やNextプロジェクトをされていますが、各学校でされているNextプロジェクトと関係または連携がありますか。全くないとの理解でいいですか。

事務局：Nextプロジェクトとの関係や連携はありませんが、職員として、保育主任会などを通じて栗東市の動きや教育事業を把握する中で、どこの方向に向いているかを把握しながら進めています。栗東市の教育現場では、家庭支援推進保育士が各園に所属して、幼児課が主催する家庭支援推進保育士の会議には毎回参加をしており、保育士が各園で大事にしていきたい子どもたちに向けての取組があり、保護者に向けて悩みを抱えている家庭に対する支援をともに進めている状況です。

中村委員：栗東市の教育では、非認知能力の育成について現在進めており、学校の中での教育にとどまらず、課外活動や自主事業の中でも関連があると思っています。

事務局：非認知能力で言いますと私たちは、心の育ちを大事に取り組んでおり、小学生がひだまりの家の人権学習に来る際は、まちづくりの事業を通して人権啓発を行い、子どもたちが学校に帰ると友達同士のいじめにつながる要素がないか、自分が人を大事にできているか、身近な子どもたちのクラス等日常の中で変わっていける話につなげて帰ってもらえるよう心がけています。心の育ちの部分については、重なるところがあると思いますので、大事にしながら取り組んでいきたいと考えています。

中村委員：わかりました。

井之口（敏）委員：P33ですが地域の課題として、自治会も共通の課題となると思いますので、地域の自主性を高めることを念頭に組み込んでいただきたいと思います。

古川委員：私は、治田西学区の民生委員をしており、8年目になりますが社協が主体となり、委員会を作って、子どもカレー食堂をしており、小学校の子どもに来てもらうように声かけをしています。子ども食堂は、子どもに一人で食事をさせない、居場所づくりを目的としている人々と知り合ってここに来るといろいろな人と相談できる、お話ができる場づくりでもあります。ひだまりの家で、毎月1回でも地域の子の保護者が来る時間を決めて子ども食堂ができないかと思っています。

井之口（敏）委員：美里でも自治会やひだまりの家とは別に子ども食堂的なものを実施し、今年も栗東市の助成金を受けて実施しています。

古川委員：自主・自立を目的にこの場所以外でされていますか。

井之口（敏）委員：自治会館を利用して実施しており、もう少しこの活動を広げていきたいと考えております。

古川委員：大宝西学区の子や興味のある人がきてくださればとてもいいことだと思います。

田代会長：その他になれば、(3) その他の案件に移りたいと思いますが、よろしいですか。

委員全員：はい。

田代会長：その他について、事務局よろしくをお願いします。

事務局：その他案件については、特にありません。

田代会長：これで、すべての案件が終了いたしましたので、議事進行を事務局にお返しします。

事務局：田代会長、進行ありがとうございました。

長時間にわたりまして、貴重なご質問・ご意見等ありがとうございました。

今後のひだまりの家の運営に生かしていきたいと考えています。

富永委員のおっしゃった相談業務や古川委員のおっしゃった居場所づくりについても他の先進事例（R6年度は、大阪府箕面市のライトピア 21 で子ども食堂や子どもの居場所づくりを熱心に取り組んでおられる）により、それらの知見や事例を生かしながらひだまりの家でどのような取組ができるのか研究・検討していきたいと考えております。

それでは、閉会にあたりまして、井之口委員（副会長）よりご挨拶をいただきます。

井之口（敏）委員：挨拶

事務局：ありがとうございました。これを持ちまして、ひだまりの家運営審議会を閉会とさせていただきます。

なお、本日のひだまりの家運営審議会の報酬につきましては、口座振替による支払となります。後日ご案内を致しますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。